

(介護予防)訪問リハビリテーション(利用料金表)

1. (介護予防)訪問リハビリテーション費

(単位:円)

項目	自己負担額
(介護予防)訪問リハビリテーション費	307/回

2. 各種加算

(単位:円)

項目	自己負担額	備考	
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	3/回	訪問リハビリテーションを直接提供する理学療法士などのうち、勤続年数3年以上の者が1人以上配置	
短期集中リハビリテーション実施加算	200/日	退院・退所日または認定日から3月以内にリハビリテーションを集中的に行った場合。	
リハビリテーションマネジメント加算 (A)イ・ロ (B)イ・ロ	(A)イ	180/月	リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーション計画の作成に関与した理学療法士などが計画内容を説明する など
	(A)ロ	213/月	上記とリハビリテーション計画の国への提出又はフィードバック
	(B)イ	450/月	リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーション計画について医師が利用者または家族に説明・同意を得る など
	(B)ロ	483/月	上記とリハビリテーション計画の国への提出又はフィードバック
移行支援加算	17/日	・評価対象期間中にリハビリテーションの提供終了日から起算して14～44日以内に、リハビリテーション終了者に対して、電話等により通所介護等の実施状況を確認し、記録する。 ・リハビリテーション終了者が通所介護等の事業所へ移行するにあたり、当該利用者のリハビリテーション計画書を移行先の事業所へ提供する。	
事業所評価加算 ※介護予防のみ	120/月	当事業所が厚生労働大臣が定める基準を満たした場合。(リハビリテーションマネジメント加算算定、利用実人員数が一定以上 など)	
訪問リハ計画診療未実施減算	50/回減算	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合 など	
介護予防訪問リハビリ減算	5/月減算	介護予防訪問リハビリテーションの利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えて介護予防訪問リハビリテーションを行う場合は、1回につき5単位を所定単位数から減算する	

※ご不明な点がございましたら、職員までお知らせください。